

消防計画（小規模用）ひな型使用例

※その他のひな型も同じようにお使いください。

※青文字は記入例です。

建物の名前を記入してください。

ビルの一部のテナント部分のみの消防計画の場合は「きんすけビル(コンビニきんすけ)」のように()内にテナント名を入れてください。

(小規模防火対象物用)

(対象物名) きんすけビル 消防計画

1 自衛消防隊を次のように設置する。

各階の収容人員を記載してください。

自衛消防隊長 (経営者又は防火管理者)	(各階勤務者数)
	1 F 10 名
	2 F 25 名
	3 F 名
	4 F 名
	名

自衛消防隊の隊長を決めてください。

発言力が求められますので、所有者、防火管理者などが担当してください。

氏名 消防 太郎

2 避難計画の概要及び避難誘導は次のように行う。

二方向避難の確保

階別	屋内階段	屋外階段	バルコニー	救助袋	避難はしご
1 F	○	○			
2 F	○	○	○		○
3 F					
4 F					
F					
F					

建物に設置されている階段、避難器具などについて、設置されている階に○をつけてください。

避難通路等の確保

- 法令の定めるところにより、避難通路等の確保は次によること。
- ①階段、通路等には物品を置かない。
 - ②避難経路は常に整理整頓し、避難の支障にならないようにする。
 - ③非常口には施錠しない。(施錠する場合は、容易に開放できる構造とする。)
 - ④防火戸は正常に作動するよう平常から機能保持に努める。
 - ⑤防火戸の前には物品等を置かない。また、クサビをしない。
 - ⑥その他必要事項については、社内(店)規則で定める。

※ ①②③ を実施

避難及び避難誘導

- ①火災の発生を大声で知らせる。
- ②物品持ち出しに気を取られない。
- ③一度避難したら再び出火建物に戻らせない。
- ④落ち着いて避難路を考える(日頃から避難経路を考えておくことが大切)。
- ⑤煙による被害を防ぐため必要に応じて、タオル等を活用する。
- ⑥いたずらに騒ぎ立て、無秩序な行動にならないようにする。
- ⑦逃げ遅れの者がいないか、人員の確認をする。

※ ①～⑦ を実施

通報連絡

← (大項目)

- ①非常ベルを鳴らす。
- ②119通報する。
- ③社内(店)電話が使えない場合通報方法を考えておく。
- ④通報内容は「火事です。川西市火打 1 丁目 15 番 23 号です。(大きく燃えています、煙が出ています等)」とする。

(小項目)

※ ①～④ を実施

各大項目に対して① ②などの小項目があります。

該当する小項目の番号を、※の後ろに記載してください。

その他の質問についても同じように記載してください。

3 消火活動は次のように実施する。

消 火 活 動

消 防 隊 の 誘 導

- ①大声で知らせる。
- ②叩き消し、水バケツ、水道ホース等を使用する。
- ③消火器を使用する。
- ④火を見てもあわてず落ち着いて行動する。
- ⑤天井に燃え移ったら初期消火を中止して避難する。

※ ①～⑤ を実施

- ①消防車両を誘導する。
- ②消防隊員を誘導する。
- ③消防隊員に、出火場所、危険物品、避難状況等消火活動上必要な情報を伝える。
- ④消防車が進入できるよう道路等の雑品等の整理。

※ ①～④ を実施

(備考) 下線の部分に記入してください。

※欄に該当する番号(複数)を記入してください。

4 消防訓練等は次のように実施する。

消火・通報・避難訓練

訓練実施上の注意事項

①消火器の取扱訓練
 ②バケツ、水道ホース等の手近な水を利用する訓練
 ③通報訓練（社内電話による119通報訓練の実施）
 ④避難訓練（避難器具があれば使用する）
 ⑤消防署と協力した訓練の実施

※ ①～⑤ を実施

①年（1回、2回）以上実施
 ②消防訓練は写真等で記録しておく。
 ③随時防火教育を実施する。
 ④訓練実施時には予め消防署へ届出する。
 ⑤避難訓練については安全上の配慮を行う。

実施日 4月 10 日及び 9月 1日とする。

消防訓練は、特定用途防火対象物で年に2回（通報訓練は1回）、非特定用途防火対象物は年1回の実施が必要です。実施回数が不明な場合は消防本部までお問合せください。

5 消防用設備等点検を次のように行う。

①消防用設備等の機器点検を6ヶ月ごとに実施し、総合点検を1年に1回実施し、その点検結果を毎年（3年）に一度 9月に消防署へ報告する。
 ②上記の法定点検は（自社・委託）で行う。
 ③点検委託業者名（連絡先）

※ ①～③ を実施

設置されている消防用設備等は
で開んでください。
 消火器
 非常警報設備
 避難火災警報器
 誘導灯
 非常ベル
 自動火災報知設備
 避難器具

建物に設置されている消防用設備等の点検について定めます。設置されている設備に○をし、ないものは追記してください。特定用途防火対象物は毎年点検結果の報告が必要です。非特定用途防火対象物は3年に1回の報告が必要です。

6 防火対象物定期点検を次のように行う。

①毎年、防火管理に必要な業務について防火対象物検査資格者に点検させる。
 ②その点検結果を毎年 月に消防署へ報告する。
 ③上記の点検結果は（自社・委託）で行う。（委託先業者名（連絡先） 電話）
 ④防火対象物のすべての部分が点検基準に適合している場合に、（ ）に点検済みの表示をする。
 ⑤特例認定の条件に適合した場合には、特例認定の申請を行う。
 ⑥特例認定が認定された場合には、上記の点検を省略し、（ ）に特例認定の表示をする。

※ を実施

防火対象物定期点検に該当する場合は記入してください。防火対象物定期点検が必要かどうかは下記をご参照ください。

7 地震対策は次のように行う。

①地震発生直後は、身の安全を第一とし、二次災害防止のため速やかに使用中の火の消火を行う。
 ②火気使用は自粛し、使用に際しては、火気使用設備・器具の安全を確認し出火防止に努める。
 ③在館者（客・従業員等）の安否確認、負傷者等の救済等の方法について協議する。
 ④自主的に又は防災機関の避難勧告等により避難する。
 ⑤震災に備えて、医薬品、携帯ラジオ、飲料水等の必要品を備える。

※ ①～⑤ を実施

8 火気管理等は次のように行う。

①各部署ごとに火元責任者を定め、法令の定めるところにより喫煙、裸火、厨房、暖房器具、ボイラー等の点検を行わせ、その業務の実施方法等については社（店）内規則で定める。
 ②消防用設備等の自主点検を実施し、その業務の実施方法等について社（店）内規則で定める。
 ③防火管理台帳を整理し、防火管理について必要な記録をする。
 ④各管理権原者の権原の範囲は、原則として当該防火対象物における各管理権原者の当該占有部分とし、かつ、当該所有者にあっては、階段部分等の共用部分を含むものとする。ただし、区分所有の場合においては、各管理権原者の当該専用部分と階段部分等の共用部分とする。
 ⑤上記と異なる場合又は管理権原が複雑な場合は、別図等で明確化を図る。
 ⑥工事をする場合、事前に消防署に相談し、工事内容により工事中の消防計画を作成し届け出る。

※ ①～⑥ を実施

9 無人時の対応は次のように行う。

①自動火災報知設備の受信機から移報をとり、下記の警備会社へ機械警備を委託する。
 警備会社名（ ） ・電話（ ） ・責任者名（ ）
 ②関係者に連絡する体制をとる。
 連絡者（氏名 消防 太郎 ） ・電話（ 〇〇-〇〇〇〇 ）
 ③その他の方法

※ ② を実施

（備考） 下線の部分に記入してください。※欄に該当する番号（複数）を記入してください。

防火管理定期点検が必要な建物

- ・ 収容人員が 300 人以上の建物
- ・ 地下、3 階以上の階に特定用途があり、かつ階段が屋内に1つしかない建物

※特定用途とは、集会所、物品販売店舗、飲食店や診療所などです。
 ※防火管理定期点検が必要な建物は自主点検票の添付が必要です。

その他の添付書類

- ・ 避難経路図を作成した場合は添付してください（平面図に矢印を引いたものなど）。
- ・ テナントごとに防火管理者を選任する場合は、防火管理の範囲が分かる資料を添付してください（フロア図に着色するなど）。